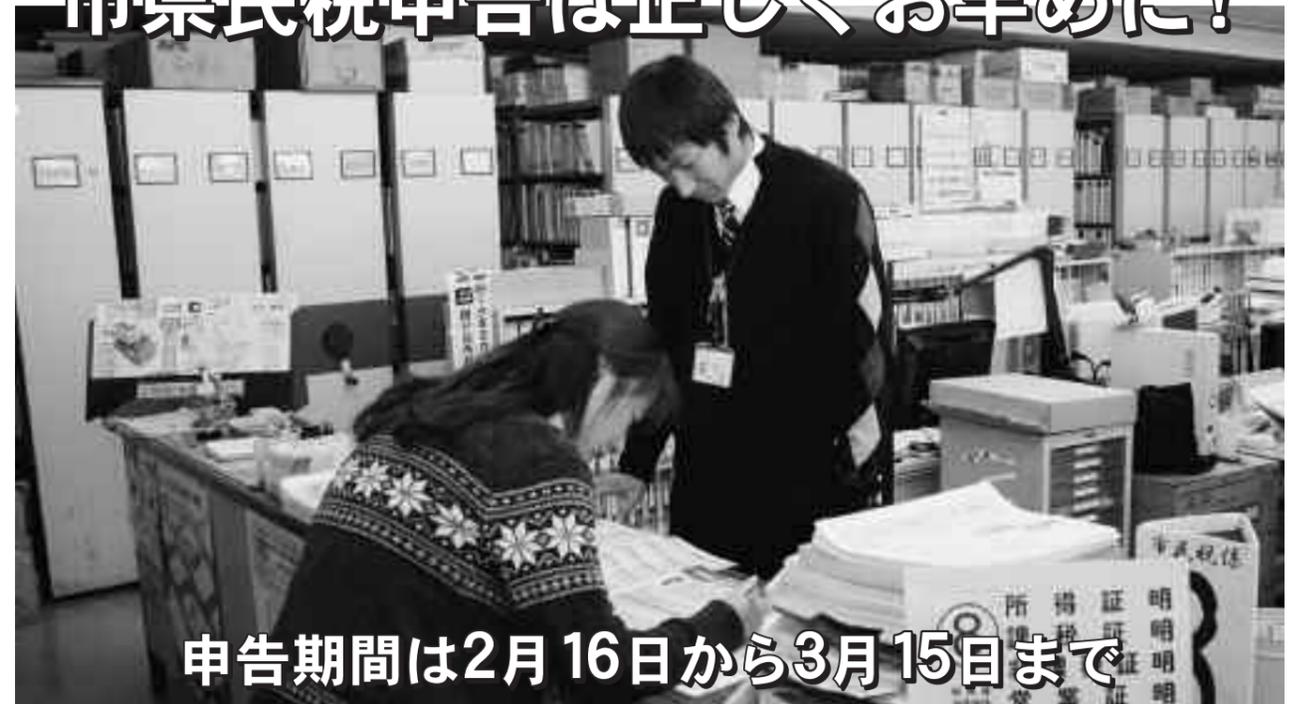


市県民税申告は正しくお早めに!



申告期間は2月16日から3月15日まで

平成23年度 市県民税申告受付日程

月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間	月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間
2月16日(水)	須原	須原公民館	9:30~14:00	3月2日(水)	全地区	市役所大会議室	9:30~16:00
2月17日(木)	北湯ヶ野	北湯ヶ野公民館	9:30~11:00	3月3日(木)	白浜	白浜公民館	9:30~11:30
	加増野	加増野憩いの家	13:00~14:30			板戸公民館	13:00~15:00
2月18日(金)	箕作・相玉・権原・宇土金・落合・荒増・堀之内	基幹集落センター	9:30~15:00	3月4日(金)	立野・蓮台寺・河内	稲生沢公民館	9:30~15:00
2月21日(月)	横川	横川諏訪神社	9:30~15:00	3月7日(月)	東中・西中・中・高馬	中公民館	9:00~15:00
2月22日(火)	大賀茂	大賀茂公会堂	9:30~11:30	3月8日(火)	大沢	上大沢区集会所	10:00~11:00
	田牛	田牛区集会所	13:00~15:00			下大沢農産物集荷所	13:00~14:00
2月23日(水)	吉佐美	朝日公民館	9:30~14:00	3月9日(水)	四・五・六丁目・旧岡方村	市役所大会議室	9:00~16:00
2月24日(木)	須崎	須崎漁民会館	9:30~14:00	3月10日(木)	一・二・三丁目		
2月25日(金)	柿崎	柿崎公民館	9:30~14:00	3月11日(金)	東本郷・武ガ浜		
		外浦区集会所	9:30~14:00	3月14日(月)	西本郷・敷根		
2月28日(月)				3月15日(火)	全地区		

※お住まいの地区の予定日に申告できない方は…2月16日から3月15日(土日除く)市役所大会議室にて申告を受け付けます。ただし、各地区の会場で出張申告受付を行なっている日には、指定された会場でしか受付できませんのでご了承ください。

住民税の申告

平成23年度(平成22年中の所得に対する)住民税の申告受付が始まります。住民税の申告は、平成23年度住民税(市民税・県民税)の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料などを算定する上で重要な資料となります。申告が必要な方は、3月15日までに必ず申告してください。なお、例年3月になりますと会場は大変混雑しますので、申告はお早めにお願います。

平成23年1月1日現在、下田市にお住まいの方で、次の「申告が必要でない方」に該当しない方は原則として住民税の申告書を提出していただくこととなります。

- 申告が必要な方**
- ▽営業・農業・不動産などの所得があった方
 - ▽公的年金受給者で、社会保険料控除などを受ける方
 - ▽給与収入のみのサラリーマンであるが、勤務先から市へ給与支払報告書が提出され

市県民税の主な納税方法

◎給与からの特別徴収
会社員などの給与所得者の市県民税は、市から各人ごとの税額を給与支払者(会社など)に通知し、会社などが6月から翌年5月まで年12回に分けて毎月の給与から差し引いて納めます。会社を通じて交付される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」で、税額を確認してください。

※特別徴収義務者に指定された事業所から平成23年4月1日現在、給与の支払を受けている方は、原則特別徴収となります。

◎普通徴収
市から各個人あてに6月初旬に送られる納税通知書に添付されている納付書により、通常6月末、8月末、10月末、翌年1月末の年4回の納期に分けて各個人が納める方法です。



▽給与以外に、報酬・原稿料・公的年金・家賃などの不動産収入・配当(特定配当など、申告不要の配当を除く)などの所得があった方

▽平成22年中に会社などを退職した方(再び就職し、前職分を合わせて年末調整した給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている場合を除く)

▽国民健康保険に加入している方(所得の有無にかかわらず申告が必要です)

▽ご家族の扶養になつている、仕事がなく収入のなかった方も申告してください。

申告が必要でない方

- ▽平成22年分の所得税の確定申告書を提出される方
- ▽給与所得以外の所得がなく、会社で年末調整済みの方

申告に必要なもの

- ▽認印
- ▽給与・公的年金などの源泉徴収票
- ▽給与と公的年金以外の収入がある方は、平成22年中(1月から12月)の収入・支出がわかるもの

所得税の確定申告

所得税の確定申告が必要な方

〈給与所得者の場合〉

- ▽給与と退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ▽2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方
- ▽給与の年収が2,000万円を超える方 など

〈自営業者などの場合〉

- ▽平成22年分の所得合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方

確定申告すれば所得税が還付される方

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ▽ローンにより住宅を取得した方
- ▽一定の額以上の医療費を支払った方
- ▽年末調整で、扶養控除や社会保険料控除を受けていない方 など

▽各種控除を受ける場合は次の書類

- ・配偶者特別控除
- ・配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)
- ・社会保険料控除
- ・国民年金・国民健康保険税などの払込証明書

※社会保険料控除用のお知らせ
国民健康保険税・後期高齢医療保険料・介護保険料にかかる「平成22年中の納付額のお知らせ」を今年1月中旬に発送しております。

- ・生命保険料・地震保険料控除
- ・保険料の払込証明書
- ・医療費控除
- 支払った医療費の領収書・レシート、健康保険や生命保険などで補てんされる金額の明細書

※領収書などは整理し、支払った医療費・交通費(公共交通機関利用の場合のみ)の明細を便箋などに受診者ごとに病院別、日付順にご記入のうえ持参してください。(合計額を必ず計算しておいてください)

- ・障害者控除
- ・身体障害者手帳、療育手帳など

※その他の控除についてはお問合せください。

電子申告を希望される方へ

電子申告をするには、住基カードの作成及び公的個人認証の手続きが必要です。また、公的個人認証に用いる電子証明書の有効期限は3年なので過去に手続きをされた方も有効期限の確認をお願いします。

住基カードへの電子証明書の記録・更新を希望する方は、住基カード、顔写真身分証明書(免許証など)を持参し市民課で手続きしてください。

確定申告の受付

税務署の確定申告相談は2月16日(水)から

下田税務署の確定申告相談を、道の駅「開国下田みなと」(2階特別展示室)で行います。期間中は、下田税務署での確定申告相談を行いませんのでご注意ください。

期間 2月16日(水)~3月15日(火)(土日除く)

受付時間 午前9時~午後5時

問合せ先
市県民税の申告については
税務課市民税係 ☎2218
所得税の確定申告については
下田税務署 ☎20185